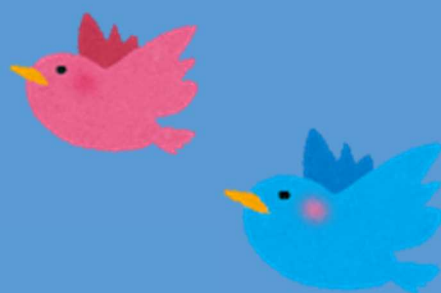


地域リハビリテーションに係る関係機関・団体一覧



地域の中にある、さまざまな機関・団体とその役割を知ることが、『年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が、その人らしく、それぞれに役割を持ちながら生活できるよう、地域・暮らし・生きがいを共に創り高め合うことができる地域づくり』につながる連携の第一歩となります。

そこで、人々の暮らしとかわる、あらゆる分野の機関・団体をとりまとめました。地域のさまざまな機関・団体の一部のご紹介にはなりますが、地域を知り、つながるための一助としてご利用ください。

(令和2年12月1日 現在の情報を掲載しています)

目次

【教育・子ども】	2
【働く】	4
【暮らす・スポーツ】	6
【在宅療養を支える医療関係機関・制度】...	7
【高齢分野の主要な事業所】.....	9
【介護予防事業について】.....	10
【障害分野の主要な事業所】.....	10
【高齢・障害サービスのマネジメント機関】...	11
【地域の行政機関・団体】	12
【主要な 3 次機関】	13

※各掲載機関は、目次にある複数のカテゴリーに該当する機関もありますが、
該当するカテゴリーのうち、いずれか一つに掲載しています。

【教育・子ども】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
1	特別支援教育 【特別支援学校】 【特別支援学級】 【通級による指導】	<p>【特別支援学校】 特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学部・中学部・高等部で行います。 対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱</p> <p>【特別支援学級】 特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定により、障害があるため、通常の学級では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために、特別に編成された少人数の学級であり、小学校および中学校における比較的軽度の障害のある児童生徒を対象に、障害の状態に応じた適切な配慮のもとに指導を行う学級です。</p> <p>【通級による指導】 通級による指導は、学校教育法施行規則第140条および第141条に基づき、小・中学校・高等学校に在籍している、障害の程度が比較的軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別な指導を行います。</p>	<p>【滋賀の特別支援教育に関する情報】</p> <p>https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/tokubetsushien/</p>
2	児童発達支援 (療育教室)	<p>身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）の発達を支えるとともに、家族を支援することを目的に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技術の付与、集団生活への適応訓練等を実施しています。</p>	<p>【障害福祉サービス事業所等一覧】</p> <p>滋賀県障害福祉課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougafukushi/303429.html</p>
3	ことばの教室	<p>聴覚及び言語機能に障害のある子どもや言葉の発達やコミュニケーションに課題のある子どもたちに対し、子どものもっている力を伸ばし、ことばやコミュニケーションの力を高めるための指導や援助を実施しています。 まずは各市町のことばの教室や相談窓口にお問い合わせください。</p>	
4	放課後等デイサービス	<p>学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p>	<p>【障害福祉サービス事業所等一覧】</p> <p>滋賀県障害福祉課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougafukushi/303429.html</p>

【教育・子ども】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
5	滋賀県 総合教育センター	<p>滋賀県総合教育センターでは、4つの事業を行っています。</p> <p>(1) 研修事業 教職員の資質能力向上のため、喫緊の教育課題や現場のニーズを反映した研修を実施しています。</p> <p>(2) 研究事業 子どもの確かな学ぶ力を育むための先進的・先導的な研究を行い、研究成果の普及に努めています。</p> <p>(3) 学校支援事業 市町教育委員会や校舎の要請を受けて、子どもの学ぶ力の向上につながる支援や教育の情報化推進のための研修会・研究会に出張します。また、図書閲覧室における図書資料の貸出しや、ホームページで教育学習情報の発信も行っています。</p> <p>(4) 特別支援教育相談事業 特別支援教育相談を行っています。対象は、発達障害等により学習面や生活面で困難な状況がある幼児・児童・生徒、保護者、教職員です。来所による相談と電話での相談があり、相談員が具体的にアドバイスを行います。また、特別支援学級や通級による指導の担当者に、授業づくりや個別のケースに関する指導について助言等を行います。通常の学級における特別支援教育にかかわることや合理的配慮についての相談等も実施します。</p>	<p>〒520-2321 野洲市北桜</p> <p>TEL : (代表) 077-588-2311 (相談用電話) 077-588-2505</p> <p>FAX : 077-586-0011</p> <p>ホームページ : https://www.shiga-ec.ed.jp</p>
6	滋賀県 心の教育相談センター	<p>不登校に関する専門の相談機関です。電話・来所相談により、不安や悩みの軽減を図りながら学校復帰、社会参加と自立をめざして、カウンセラー（公認心理師・臨床心理士）による相談を行っています。専門医による、医療面からの相談対応も実施しています。</p> <p>小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等（国公立・私立を問わず）の児童生徒・保護者、学校関係者など、不登校でお困りの方を対象にしています。原則として、市町立の学校については、電話による相談のみとしています。</p> <p>来所による相談は電話による予約制となり、1回50分（初回のみ100分）のカウンセリングを行います。</p>	<p>〒520-2321 野洲市北桜 (滋賀県総合教育センター内)</p> <p>TEL : (代表・FAX兼用) 077-586-4301 (相談専用電話) 077-586-8125</p> <p>ホームページ : https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/soudancenter/104824.html</p>
7	滋賀県 子ども家庭相談センター (児童相談所)	<p>非行や虐待相談など、18歳未満のお子さんに関する児童相談や家庭内や夫婦間の問題、配偶者からの暴力被害などの女性相談に対し、相談対応、助言支援を行っています。</p> <p>県内に3箇所設置しており、お住まいの地域で管轄が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●草津市・守山市・栗東市・野洲市・湖南市・甲賀市にお住まいの方 ⇒【中央子ども家庭相談センター】 ●彦根市・長浜市・近江八幡市・米原市・東近江市・蒲生郡・愛知郡・犬上郡 にお住まいの方 ⇒【彦根子ども家庭相談センター】 ●大津市・高島市にお住まいの方 ⇒【大津・高島子ども家庭相談センター】 	<p>【中央子ども家庭相談センター】 〒525-0072 草津市笠山七丁目4-45 TEL : 077-562-1121 FAX : 077-565-7235</p> <p>【彦根子ども家庭相談センター】 〒522-0043 彦根市小泉町932-1 TEL : 0749-24-3741 FAX : 0749-24-7464</p> <p>【大津・高島子ども家庭相談センター】 〒520-0801 大津市におの浜四丁目4-5 TEL : 077-548-7768 FAX : 077-548-7769</p> <p>ホームページ : https://www.pref.shiga.lg.jp/kodomo/katei/oshirase/103883.html</p>

【働く】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
8	通所事業所 【就労移行支援】 【就労継続支援】 (A型・B型) 【生活介護】	<p>【就労移行支援】 就労を希望する障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。</p> <p>【就労継続支援A型】 企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。</p> <p>【就労継続支援B型】 企業等に就労することが困難で、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない方等で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方に対して、生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p> <p>【生活介護】 障害者施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供の他、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。</p>	<p>【障害福祉サービス事業所等一覧】</p> <p>滋賀県障害福祉課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai-fukushi/303429.html</p>
9	ハローワーク (公共職業安定所)	<p>障害について専門的な知識をもつ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職や職業訓練に関する相談に応じるなど、きめ細かい支援体制を整えています。</p> <p>身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病などの障害があるため、就職が困難な方が支援の対象です。手帳の有無は問いません。「仕事をしたいが、不安がある」「どのような仕事に向いているかわからない」「採用面接で自分のことをうまく説明する自信がない」「就職しても長続きしないのではないか、心配」など 様々な相談に応じています。</p>	<p>県内 7か所</p> <p>【滋賀県内の就労に関する相談窓口一覧】</p> <p>滋賀労働局ホームページ： https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/</p>
10	障害者働き・暮らし 応援センター	<p>障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつける取り組みを進めるとともに、実習の実施、職場への定着、就労にともなう生活のサポート等を関係機関と連携して実施しています。</p> <p>各働き・暮らし応援センターには、「就労支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、企業の方からの問合せや相談、また障害のある人ご自身やご家族からの相談に応じ、ハローワークや行政、障害者職業センター、福祉施設、特別支援学校など関係機関と連携してサポートします。</p>	<p>県内 7か所</p> <p>滋賀県労働雇用政策課ホームページ： https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/s-higotosangyou/shigoto/17076.html</p>

【働く】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
11	滋賀 障害者職業センター	<p>ハローワーク（公共職業安定所）、障害者働き・暮らし応援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。</p> <p>具体的には、障害のある方への職業相談・評価、職場適応援助者（ジョブコーチ）による障害者及び事業主に対する支援、職場復帰のためのリワーク支援、就業支援に携わる関係機関の方への研修会等を実施しています。ご相談は予約制となりますので、事前にご連絡をお願いします。</p>	<p>〒525-0027 草津市野村2丁目20-5</p> <p>TEL：077-564-1641 FAX：077-564-1663</p> <p>ホームページ： https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shiga/</p>
12	滋賀県立 高等技術専門学校 (テクノカレッジ)	<p>職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設として県が設置し、企業や地域ニーズに応える確かな技能・知識の習得を目指した実践的な訓練を行い、企業で通用するスペシャリストの育成を行っています。</p> <p>施設内訓練（知的障害者の方を対象としたコースを含む）を実施するとともに、一般求職者、若年者、再就職を希望する女性、障害者等の方を対象に、民間の教育訓練機関に委託して実施する短期間（2か月～）の訓練も実施しています。</p>	<p>【米原校舎】 〒521-0091 米原市岩脇411-1 TEL：0749-52-5300 FAX：0749-52-5396</p> <p>【草津校舎】 〒525-0041 草津市青地町1093 TEL：077-564-3296 FAX：077-565-1867</p> <p>ホームページ： https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/</p>

【暮らす・スポーツ】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
13	住宅確保要配慮者 居住支援法人	高齢者や障害者・低額所得者など、住宅の確保に配慮を要する方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、入居前の支援や入居後の生活支援等を行う法人を、県が「居住支援法人」として指定しています。	【指定居住支援法人一覧】 滋賀県土木交通部住宅課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/19067.html
14	滋賀県 障害者スポーツ協会	障害者スポーツの啓発・普及に向けた相談、障害者スポーツ用具の貸出を行っています。また、毎年、陸上・フライングディスク・ボウリング・アーチェリー・水泳・卓球競技において県大会を実施しています。 現在、協会では、2025年に滋賀県で開催される全国大会にむけて選手の発掘に取り組んでいます。 また、日本障がい者スポーツ協会公認「初級障がい者スポーツ指導員」の取得講座を年に1回開催しています。この講座では障害者スポーツについての知識を得て、資格を取ることができます。	〒520-0807 大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター5階 TEL：077-522-6000 FAX：077-521-8118 ホームページ： http://www.shigassk.net/index.htm
15	滋賀県立 障害者福祉センター	障害者の教養の向上、健康の増進、社会との交流促進等のため、ポッチャ、水泳、卓球、バスケットボールなどのスポーツ教室やガーデニングや絵画、茶道等の文化教室など様々な事業を展開しています。 更生相談事業としては、センターで理学療法士によるリハビリ相談やアドバースタイム水中歩行教室等を開催、またパーキンソン病の人を対象とした教室等をセンターと地域（保健所等と連携）でも開催しています。 その他、障害者スポーツ指導者研修会やボランティア講座、また障害者スポーツ福祉体験指導事業として車椅子バスケットボール、サウンドテーブルテニス等の指導を同福祉センターや地域のスポーツ施設等で開催しています。詳しくは、右記にお問い合わせください。	〒525-0072 草津市笠山八丁目5-130 TEL：077-564-7327 FAX：077-564-7641 ホームページ： http://www.shiga-fukushi-center.com/
16	総合型 地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブとは、「スポーツを通じたまちづくり」を目標に、地域住民が主体となり自ら出し合う会費や寄付により自主的に運営し、地域のスポーツ・文化環境等を形成することを目的としたコミュニティスポーツクラブです。 平成27年度から、「障害のある方が日常生活の中でスポーツに親しめる環境を作ろう」と総合型地域スポーツクラブでの取組が始まりました。年々、障害者スポーツに取り組むクラブが増加しており、地域でのスポーツ機会を提供するとともに、障害者理解が深まってきています。県内の取組については、右記までお問い合わせください。	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 滋賀県広域スポーツセンター 〒520-0807 大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター4階 TEL：077-511-3132 FAX：077-521-8484 ホームページ： https://www.bsn.or.jp/smile/sogo/

在宅療養を支える医療関係機関・制度

番号	名称 () 内はキーワード	機関等の概要	所在地等
17	回復期 リハビリテーション病棟	厚生労働省により対象疾患が定められており、脳血管疾患または大腿骨頸部骨折等の患者に対して、ADLの向上による寝たきり防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行うための病棟です。 対象疾患ごとに最長入院期間が定められています。	
18	地域包括ケア病棟	地域包括ケア病棟は、急性期治療を経過した患者および在宅で療養を行っている患者等の受入れを行い、患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う、特定の要件を満たした病棟または病室です。	
19	介護医療院	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要であるものに対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。	【滋賀県内の老人福祉施設等一覧 (滋賀県把握分)】 滋賀県医療福祉推進課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/300649.html
20	かかりつけ医 (訪問診療・往診・在宅療養支援診療所)	健康に関する事をなんでも相談でき、必要な時は専門医・専門の医療機関(病院、診療所)を紹介してくれる身近で頼りになる医師の働きをかりつけ医と呼んでいます。健康状態を知り、体調を管理していくうえで、かかりつけ医を持つことは重要です。 また、寝たきりで通院が困難な方に対しては、症状(病状)に応じて計画的に訪問診療(医師が患者に訪問して行う診療)を行う医療機関もあります。 さらに、必要に応じて、他の病院、診療所等との連携を図りつつ、24時間往診(体調の変化等に伴い、患者の求めに応じて患者に訪問して行う診療)、訪問看護等を提供できる体制を整えている在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院があり、在宅での療養を支えています。	【滋賀県内の医療機関にかかる情報】 滋賀県医師会ホームページ http://www.shiga.med.or.jp/
21	歯科診療所 (訪問歯科診療)	口の健康は全身の健康につながることから、口腔機能の維持向上のために、かかりつけ歯科医院を持つことは大変重要です。 歯科医院に通院したくても出来ない方のために、歯科医師および歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が、自宅や施設に伺い、歯科治療や口腔ケアを行います。歯科器材を自宅に運んで、入れ歯の調整や修理、作製のほか、抜歯や、一般的な歯科治療を行う訪問歯科診療を実施している歯科診療所もあります。 専門家が口の中の清掃を行うことで、口臭や誤嚥性肺炎の予防、インフルエンザ等感染症対策にもつながります。ケースによっては咀嚼や嚥下などの、口腔機能向上のための訓練も行います。	【滋賀県内の歯科診療所、訪問歯科診療にかかる情報】 滋賀県歯科医師会ホームページ https://www.shiga-da.org/

在宅療養を支える医療関係機関・制度

番号	名称 () 内はキーワード	機関等の概要	所在地等
22	薬局 (かかりつけ薬剤師・ 薬剤師の在宅訪問)	<p>薬局は、医療機関で処方された薬の調剤や服薬指導等はもちろんのこと、病気の予防や健康をサポートする大切な役割を担っています。別々の医院や病院に通うごとに、それぞれ違う薬局で薬を受け取ることがあります。そうすると、別の医療機関で処方された薬との飲み合わせの安全性をきちんとチェックすることが難しくなります。身近な地域で「かかりつけ薬剤師・薬局」を持つと、服薬情報を一元的・継続的に管理でき、薬による治療の安全性や有効性が向上します。</p> <p>また、医師の指示に基づき、寝たきりや歩行困難等で薬局へお薬を取りに来られない方が在宅で医療を受ける時に、薬剤師が患者さん宅を訪問して、薬についての説明や薬の管理の手伝いをする薬剤師の在宅訪問があります。</p> <p>さらに、滋賀県薬剤師会においては、県民が安心できる終末期医療を実現することを目的として「在宅ホスピス薬剤師」の認定制度を実施しており、県内各地域に、所定のカリキュラムを修了した「在宅ホスピス薬剤師」がいます。</p>	<p>【滋賀県内の在宅医療支援薬局、在宅ホスピス薬剤師にかかる情報】</p> <p>滋賀県薬剤師会ホームページ https://www.shigayaku.jp/</p>
23	訪問栄養食事指導 しが栄養ケアステーション	<p>在宅での療養を行っている方または居宅系施設入居者で、疾病や負傷のために通院（または通所）が困難な方に対する支援として、医師が特別食を提供する必要があると認めた場合または栄養管理が必要と認められた場合に、医師の指示に基づき、管理栄養士が患者宅等を訪問し、患者または家族等に対して、栄養食事指導を行います。</p> <p>また、滋賀県栄養士会では、「しが栄養ケア・ステーション」の活動として、栄養士会会員である管理栄養士・栄養士が、食育講座・介護食教室・生活習慣病予防講座・栄養価計算・献立作成等の栄養や食生活の相談・講演会等に幅広く専門的な立場で支援を行っています。</p>	<p>【滋賀県の栄養ケアステーションの情報】</p> <p>滋賀県栄養士会ホームページ https://www.shiga-ad.or.jp/</p>
24	訪問看護	<p>医師の指示に基づき、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士および言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話、または必要な診療の補助を行うサービスです。</p> <p>利用者の年齢や状況により、「医療保険」もしくは「介護保険」による利用になります。医療保険による訪問看護は、小児等40歳未満の方および要介護者・要支援者以外の方が対象となり、介護保険の認定を受けている方は、介護保険による訪問看護が優先されます。ただし、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合等については、介護保険の認定を受けている方についても、医療保険による訪問看護が行われます。</p>	<p>【滋賀県内の訪問看護にかかる情報】</p> <p>滋賀県看護協会ホームページ http://www.shiga-kango.jp/</p> <p>滋賀県訪問看護ステーション 連絡協議会ホームページ http://shiga-houkanrenkyo.com/</p>
25	訪問リハビリテーション	<p>医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。</p> <p>利用者の年齢や状況により、「医療保険」もしくは「介護保険」による医療もしくはサービスの利用になります。医療保険による訪問リハビリは、小児等40歳未満の方および要介護者・要支援者以外の方が対象となり、介護保険の認定を受けている方は、介護保険による訪問リハビリが優先されます。</p>	<p>【滋賀県の介護にかかる情報】</p> <p>厚生労働省介護サービス情報公表システム https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/25/index.php</p>

【高齢分野の主要な事業所】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
26	介護老人保健施設	<p>入所者に対して、リハビリテーションなどのサービスを提供し、家庭への復帰を目指すための施設です。</p> <p>利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、医学的な管理のもとで、看護、機能訓練、食事、入浴、排せつといった日常生活上の介護などを提供することを目的とした施設です。</p> <p>介護老人保健施設を利用できるのは、「要介護」と認定をされた人で、症状は安定期にあって、リハビリテーションなどの介護老人保健施設でのサービスを必要とする場合に限りです。</p>	<p>【滋賀県内の老人福祉施設等一覧（滋賀県把握分）】</p> <p>滋賀県医療福祉推進課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/300649.html</p>
27	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	<p>常に介護が必要で自宅での生活が難しい方に、「生活の場」と「介護サービス」を提供する施設（入所定員が30人以上であるものに限り）です。</p> <p>利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供することを目的とした施設です。また、定員29人以下の小規模で運営される地域密着型介護老人福祉施設もあり、少人数の入所者に対して介護老人福祉施設と同様のサービスを提供します。</p>	<p>【滋賀県内の老人福祉施設等一覧（滋賀県把握分）】</p> <p>滋賀県医療福祉推進課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/300649.html</p>
28	通所リハビリ事業所	<p>【通所リハビリテーション】</p> <p>医師の指示に基づき、介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の維持回復を図るサービスです。</p> <p>通所リハビリテーションを利用できるのは、居宅（ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含みます）で生活を送る、「要支援」または「要介護」と認定された人です。</p>	<p>【滋賀県の介護サービス事業所・施設にかかる情報】</p> <p>厚生労働省介護サービス情報公表システム https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/25/index.php</p>
29	通所介護事業所	<p>【通所介護】</p> <p>デイサービスセンター（利用定員が19名以上のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）で、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供されるサービスで、利用者の心身機能の維持向上と利用者の家族負担の軽減を図るサービスです。</p> <p>通所介護を利用できるのは、居宅（ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含みます）で生活を送る、「要介護」と認定された人です。</p> <p>また、定員18人以下の小規模で運営される地域密着型通所介護事業所もあり、少人数の利用者に対して通所介護事業所と同様のサービスを提供します。</p>	<p>【滋賀県の介護サービス事業所・施設にかかる情報】</p> <p>厚生労働省介護サービス情報公表システム https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/25/index.php</p>

【介護予防事業について】

番号	介護 予防事業 について	内容
30	介護予防・ 日常生活支援 総合事業	<p>介護保険法改正に伴い、市町村が実施してきた介護予防事業が見直され、従前の介護予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）へと移行されました。</p> <p>これまで実施されていた、介護予防通所介護、介護予防訪問介護については、【総合事業】の中の、「介護予防・生活支援サービス事業」として、従前の訪問介護・通所介護サービスに相当するもののほか、①緩和した基準によるサービス（訪問A・通所A）、住民主体による支援（訪問B・通所B）、短期集中予防サービス（訪問C・通所C）、移動支援（訪問D）の多様なサービスが各市町村（地域）の実情に応じて実施されることとなりました。</p> <p>機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れたアプローチができるよう、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化することとされています。</p>

【障害分野の主要な事業所】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
31	福祉型障害児 入所施設	<p>身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）、その他、手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象とし、保護、日常生活の指導及び自活（地域生活移行）に必要な知識や技能の付与を行う施設です。</p>	<p>【障害福祉サービス事業所等一覧】</p> <p>滋賀県障害福祉課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai-fukushi/303429.html</p>
32	医療型障害児 入所施設	<p>知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児、その他手帳の有無を問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象とし、保護、日常生活の指導および自活（地域への移行）に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。</p>	<p>【障害福祉サービス事業所等一覧】</p> <p>滋賀県障害福祉課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai-fukushi/303429.html</p>
33	滋賀県立むれやま荘	<p>脳血管障害、脊髄損傷、脳外傷等で急性期医療や急性期リハビリテーション、回復期のリハビリテーション等を終わられた中途障害者および高次脳機能障害者、身体障害を主とする養護学校卒業者等に対し、県下の基幹施設として、障害者の相談から社会的リハビリテーション（単身生活訓練、スポーツ、レクリエーション、市街地訓練など）、医学的リハビリテーション（理学療法、作業療法、言語療法など）、職業的リハビリテーション（基礎作業、軽作業、縫製、パソコンなど）の実施により、それぞれの利用者にとって、自立とより豊かな社会参加が可能となるように支援します。</p>	<p>〒525-0072 草津市笠山八丁目5-130</p> <p>TEL：077-565-0294 FAX：077-565-0295</p> <p>ホームページ： http://glow.or.jp/</p>

【高齢・障害サービスのマネジメント機関】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
34	居宅介護支援事業所	<p>居宅サービス、地域密着型サービス、その他利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療サービスまたは福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮したうえで、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。また、居宅介護支援事業所では、本人や家族の代わりに、要介護認定の申請手続きや更新認定の申請手続きを行います。</p>	<p>【滋賀県の介護サービス事業所・施設にかかる情報】</p> <p>厚生労働省介護サービス情報公表システム https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/25/index.php</p>
35	相談支援事業所	<p>【計画相談支援・障害児相談支援】</p> <p>サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。</p> <p>障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。</p> <p>【地域移行支援・地域定着支援】</p> <p>○地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等の支援を行います。</p> <p>○地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</p> <p>その他、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害者（児）や障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。</p>	<p>【障害福祉サービス事業所等一覧】</p> <p>滋賀県障害福祉課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougafukushi/303429.html</p>

【地域の行政機関・団体】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
36	地域包括支援センター	<p>地域住民の心身・健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されています。</p> <p>地域で暮らす高齢者を支援するために、介護・認知症・高齢者の権利を守る相談、福祉・保健・医療関係機関との連携調整、介護予防プランの作成、高齢者の暮らしやすい地域づくりなどを行っています。</p>	<p>【滋賀県内の老人福祉施設等一覧（滋賀県把握分）】</p> <p>滋賀県医療福祉推進課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/300649.html</p>
37	生活困窮者自立相談支援機関	<p>就職、住まい、家計など暮らしに悩みを抱えた人からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。</p> <p>相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。</p>	<p>【滋賀県内の生活困窮者自立相談支援機関】</p> <p>厚生労働省生活困窮者自立相談支援窓口一覧 https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf</p>
38	社会福祉協議会	<p>市町社会福祉協議会は、住民だれもがふだんのくらしのしあわせ（ふくし）を実感できる共生の地域づくりを目的として、民生委員児童委員と共働のもと、さまざまな生活課題を抱える人々の身近な相談窓口としての総合相談事業や権利擁護事業、生活課題を抱える人々を孤立させない地域づくりとして、見守り活動、みんなの居場所であるサロンやコミュニティカフェ活動、地域食堂としての子ども食堂づくり等に取り組んでいます。また、高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）やデイサービスのほか、生活課題に応えるため、地域の社会福祉関係者やボランティア等、多くの人々との共働のネットワークを生かして地域の最前線で活動しています。</p>	<p>【滋賀県内の市町社会福祉協議会】</p> <p>滋賀県社会福祉協議会ホームページ http://www.shigashakyo.jp/links/</p>
39	障害者自立支援協議会	<p>関係機関・団体及び障害者等の医療・福祉・教育・雇用等に従事する者が、地域における障害者支援体制の課題について情報共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制整備について協議し、整備することを目的に設置されています。</p> <p>【地域自立支援協議会】 相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置されています。市町単独または複数の市町による設置、直営または民間団体への運営の委託等、地域の実情に応じて効果的な方法により設置することができます。</p> <p>【滋賀県障害者自立支援協議会】 滋賀県全体の障害者等への支援体制の整備に向け、地域の実態把握・情報の共有機能、相談支援体制の充実強化に関する協議、課題の抽出、相談支援体制を担う人材育成などの機能を果たしています。</p>	<p>【地域自立支援協議会】</p> <p>大津地域（一市単独） 湖南地域（市・広域） 甲賀地域（二市広域） 東近江地域（二市二町広域） 湖東地域（一市四町広域） 湖北地域（二市広域） 湖西地域（一市単独）</p> <p>【県自立支援協議会】 滋賀県障害者自立支援協議会 （任意団体）</p>

【地域の行政機関・団体】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
40	県健康福祉事務所 (保健所) ・大津市保健所	<p>健康福祉事務所（保健所）・大津市保健所では、各地域における福祉・保健・医療・生活衛生に関する業務を行っています。</p> <p>薬事・食品衛生等の生活衛生業務および感染症対策・難病対策・障害福祉など専門的な対人業務、また医療福祉分野の連携推進・広域企画調整等の視点から一体的な地域支援の推進を行い、高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う社会の実現に向けた取り組みを行っています。</p>	<p>【滋賀県内の保健所一覧】</p> <p>県健康福祉事務所 6カ所 大津市保健所 1カ所</p> <p>滋賀県ホームページ： https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/kenkouiryoufukushibu/</p>

【主要な3次機関】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
41	滋賀県立 精神保健福祉センター	<p>精神保健福祉法第6条第2項の規定に基づき、精神保健福祉に関する知識の普及や調査研究、複雑困難な相談指導、精神医療審査会の事務、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定および自立支援医療費の支給認定に関する事務等、精神保健福祉に関する技術的中核機関としての業務を実施しています。</p>	<p>〒525-0072 草津市笠山八丁目4-25</p> <p>TEL 077-567-5010</p> <p>ホームページ： https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/kenkouiryoufukushibu/eishinhokenfukushicenter/index.html</p>
42	滋賀県 ひきこもり支援センター (滋賀県立精神保健福祉センター)	<p>第一次相談から体制作りまで、子ども・若者および中高年層を含めたひきこもりに対する総合的な取組を市町等関係機関と連携して推進しています。その他、ご本人向けのグループ活動、ご家族向けの学習会や、県民を対象とする啓発講演会、支援者を対象とする研修会等も行っていきます。</p>	<p>〒525-0072 草津市笠山八丁目4-25</p> <p>TEL：077-567-5058</p>
43	滋賀県 知的障害者更生相談所 (滋賀県立精神保健福祉センター)	<p>18歳以上の知的な障害のある方、またはそのご家族や関係者の方々に対して、相談・判定を行っています。</p> <p>新しく療育手帳を取りたい、療育手帳の再判定をしたい、知的障害のため日常生活や身の回りの困っていることについて、社会自立や社会参加についての相談を受けています。</p> <p>相談・判定の予約については、お住まいの地域の市福祉事務所または町役場担当窓口（福祉係）に連絡ください。市町を中心とした関係機関と連携をとりながら相談・判定を実施しています。</p>	<p>〒525-0072 草津市笠山八丁目5-130</p> <p>TEL：077-563-8448 FAX：077-562-4334</p> <p>ホームページ： https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/kenkouiryoufukushibu/eishinhokenfukushicenter/index.html</p>

【主要な3次機関】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
44	滋賀県高次脳機能障害支援センター	<p>高次脳機能障害と診断を受けた方、高次脳機能障害かもしれないとお悩みの方を対象に、本人・家族・支援者からの相談を受けています。医療や社会参加（復職・復学）、日常生活についてなど相談内容に応じて様々な機関と連携しながら一緒に考えます。ご相談は無料です。まずはセンターにお電話ください。</p> <p>その他、就労に向けてのSST（ソーシャルスキルトレーニング）の実施や支援者向けの研修会、勉強会を実施しています。</p>	<p>〒525-0072 草津市笠山八丁目5-130</p> <p>TEL：077-561-3486 FAX：077-502-2480</p> <p>ホームページ： http://glow.or.jp/</p>
45	滋賀県発達障害者支援センター	<p>発達障害のある方がお住まいに近い相談機関などで継続的に必要な支援を受けられるよう、情報提供や関係機関の支援を行っています。</p> <p>発達障害に関する相談や支援はお住まいの各市町での対応が基本となりますが、複合的な課題がある・広域調整が必要な場合は、当センターもサポートし、各市町、関係機関と共に重層的な支援を目指します。お住まいの地域の窓口に関する情報はこちらへ。 http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougaiufukushi/304436.html（滋賀県障害福祉課HP）</p> <p>福祉・教育・労働関係機関・企業等へのコンサルテーション、研修会の講師派遣なども実施しています。</p> <p>県内にセンターを2か所設置しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●湖西・大津・湖南・甲賀圏域⇒南部センター ●湖北・湖東・東近江圏⇒北部センター <p>相談は予約制です。まずはお電話でお問い合わせください。</p>	<p>【南部センター：滋賀県医療福祉相談モル内】</p> <p>〒525-0072 草津市笠山八丁目5-130</p> <p>TEL：077-561-2522 FAX：077-502-2489</p> <p>【北部センター：平和堂日夏店2階】</p> <p>〒522-0047 彦根市日夏町字堀溝3703-1</p> <p>TEL：0749-28-7055 FAX：077-502-2489</p> <p>ホームページ： http://glow.or.jp/</p>
46	滋賀県地域生活定着支援センター	<p>矯正施設を退所される、または刑事手続き段階（逮捕・拘留・釈放等）にある福祉的な支援が必要な障害（疑いを含む）、または高齢（65歳以上）の方を対象にご本人のニーズを確認しながら、ご家族や司法（保護観察所・検察庁等）、福祉（行政・相談支援事業所等）医療（病院等）等の各関係機関と連携し、持続可能な地域での暮らしを目指して相談支援を実施しています。</p> <p>その他、地域支援者向けの研修会や勉強会等も実施しています。</p>	<p>〒525-0072 草津市笠山八丁目5-130</p> <p>TEL：077-561-3485 FAX：077-502-2427</p> <p>ホームページ： http://glow.or.jp/</p>
47	滋賀県立精神医療センター 地域生活支援部 社会復帰支援係 デイケア	<p>一般精神科デイケアと成人期の発達障害専門デイケアを実施しています。</p> <p>発達障害専門デイケアに関しては、発達障害の診断がついている方、病状（二次障害）に影響を受けることなく3時間のプログラムに入れる方、継続的にプログラムに参加できる方、おおむね16歳以上39歳までの方を対象に、障害特性を知り自己理解を深め、人との付き合い方を学び、生活のしづらさを改善することを目的に発達障害専門プログラム（20回シリーズ）を実施しています。</p>	<p>〒525-0072 草津市笠山八丁目4-25</p> <p>TEL：077-567-5001 FAX：077-567-5033</p> <p>ホームページ： https://www.pref.shiga.lg.jp/seishin/bumon/sekatsushien/daycare/index.html</p>

【主要な3次機関】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
50	滋賀県 難病医療連携協議会	<p>難病患者の在宅療養支援を中心に、必要に応じて入院施設の紹介などを行っています。</p> <p>各地域の保健所や拠点病院・協力病院と連携をはかり、より良い療養生活をすごしていただけるよう、在宅療養の支援、入院施設の紹介、難病の相談に応じています。</p> <p>その他、難病に関する情報の提供、神経難病の従事者への研修会、関係機関との調整会議等を開催しています。</p>	<p>〒520-2192 大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学医学部附属病院 患者支援センター内</p> <p>TEL：077-548-3674 FAX：077-528-2815</p> <p>ホームページ： https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/15360.html</p>
51	滋賀県 難病相談支援センター	<p>難病の方々やご家族の相談支援、地域交流活動の促進および就労支援などの様々な相談に対応し、療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るための活動をしています。</p> <p>主な事業内容として、各種相談支援、ピア・サポート、地域交流会などの活動に対する支援、就労支援、講演会・相談会、意思伝達装置貸出事業等を実施しています。</p>	<p>〒520-0044 大津市京町4丁目3-28 滋賀県厚生会館 別館2階</p> <p>TEL：077-526-0171 FAX：077-526-0172</p> <p>ホームページ： https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/15360.html</p>
52	滋賀県 福祉用具センター	<p>約700点の福祉用具を展示し、見学・相談をお受けしています。また、福祉用具の導入を検討する際の試用評価のための、展示福祉用具の貸出を支援者向けに行っています。</p> <p>その他、専門職種に向けた福祉用具の正しい知識の啓発研修、福祉用具・住宅改修に関する専門的人材の育成研修等を実施しています。</p>	<p>〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138</p> <p>TEL：077-567-3907 FAX：077-567-3967</p> <p>ホームページ： http://www.shigashakyo.jp/yogu/index.html</p>
53	滋賀県立 聴覚障害者センター	<p>聴覚障害（者）に関する相談（生活・就労の相談、聞こえの相談、IT相談）、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の養成、派遣、研修、健康管理の各種事業、聴覚障害者生活訓練事業（学習、文化、教養等）、聴覚障害児及び保護者サポート事業等を行っています。その他、聴覚障害者やボランティア団体への支援、手話や聴覚障害者問題を学ぶ人たちへの啓発、聴覚障害者のための就労支援施設の運営（社会福祉法人）など、県内における聴覚障害者福祉の拠点施設として、施設や事業の拡充に取り組んでいます。</p>	<p>〒525-0032 草津市大路2丁目11-33</p> <p>TEL：077-561-6111 FAX：077-565-6101</p> <p>ホームページ： https://www.shigajou.or.jp/</p>

【主要な3次機関】

番号	名称	機関等の概要	所在地等
54	滋賀県立 視覚障害者センター	<p>視覚に障害がある方々にさまざまな情報を提供し、自立と社会参加を支援しています。</p> <p>○情報の提供 活字情報の取得が困難な方々に、点字図書・録音図書を製作し、貸し出しています。また、県市町の広報紙や資料、毎日のニュース等も点字や音声で提供しています。</p> <p>○生活の支援 歩行訓練、点字訓練、料理や編み物等の生活訓練、パソコンやスマートフォン等のIT利用支援、日常生活や福祉サービスに関する相談受付等を行っています。</p> <p>○支援者の養成 点訳・音訳ボランティアや同行援護従事者（ガイドヘルパー）の養成研修会を開催しています。</p>	<p>〒522-0002 彦根市松原一丁目12-17</p> <p>TEL：0749-22-7901 または 0749-24-7238 図書館貸出専用ダイヤル 0749-22-8220 FAX：0749-22-7890</p> <p>ホームページ： https://shigashisho.com/</p>
55	救護施設	<p>身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活を営むことが困難な人が、生活保護法に基づく支援により、健康に安心して生活するための保護施設です。</p> <p>身体障害のある人（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など）、知的障害のある人、精神障害のある人、それらの障害を重複して持つ人、アルコール依存症の人、ホームレスの人など、多様な人が生活しています。</p> <p>日常生活支援、リハビリテーションプログラムのほか、地域移行に向けた支援を実施しています。</p>	<p>【滋賀県内の救護施設】</p> <p>滋賀県健康福祉政策課ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/chiiki/15008.html</p>

～ 地域で活躍するリハビリテーション専門職 ～

滋賀県には

医療・介護・福祉・就労・教育等の領域まで視野に入れ、

自立や社会参加を目指す障害のある方を対象に地域での支援をお手伝いできる
リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）がおられます！！



地域リハビリテーション人材育成研修修了生

県内には **89名** (R3年1月現在) おられます！

圏域	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計
人数	9	24	13	19	6	6	10	89

※修了生名簿一覧はこちら ⇒ <https://www.pref.shiga.lg.jp/rehabili/jyuhou/309159.html>



修了生にできること 例えば…

☆障害児・者への就労・職場定着などの相談支援



仕事中に体が傾き作業しづらい…

通勤が大変でそれだけで体力を消耗してしまう…



☆保育園や学校、学童保育などでの子どもの理解や工夫対策への助言や講師派遣

授業中、姿勢を保つことができない…



問い合わせ先
滋賀県立リハビリテーションセンター 事業推進係
〒524-8524 守山市守山5丁目4番30号
TEL. 077-582-8157 FAX. 077-582-5726
Email : eg3001@pref.shiga.lg.jp

具体的な相談は左記まで！
～お気軽にご相談ください～



発行元

滋賀県立リハビリテーションセンター 事業推進係

〒524-8524 滋賀県守山市守山5丁目4-30

TEL 077-582-8157

FAX 077-582-5726

E-mail eg3001@pref.shiga.lg.jp

この印刷物はグリーン購入法適合用紙を使用しています

(令和3年2月発行)